

(協議事項)

個人情報の電子計算機処理及び電子計算機の結合について  
(統合型校務支援システム導入事業)

個人情報の電子計算機処理については、松本市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第11条第2項に、個人情報取扱事務に関し、新たに個人情報の電子計算機処理をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならないと規定されています。

また、条例第12条第1項において、実施機関は、当該実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、通信回線その他の方法により電子計算機を結合してはならないことが規定されています。

この度、市が実施する事業に当たって、新たに個人情報の電子計算機処理を行い、通信回線により電子計算機を結合する必要が生じたため、条例第2項及び第12条2項の規定に基づき、審議会の意見を聴くものです。

2 個人情報の電子計算機処理及び電子計算機の結合が必要となる事業

事業名	所管課	理由
統合型校務支援システム導入事業	学校教育課	クラウド型の統合型校務支援システムを導入するため

3 事業の概要

別紙1のとおり

4 システムの構成

別紙2のとおり

5 個人情報の電子計算機処理及び電子計算機の結合の考え方

統合型校務支援システムの導入により、校務を正確かつ効率的に進められるとともに、教職員の業務負担軽減を図ることができます。

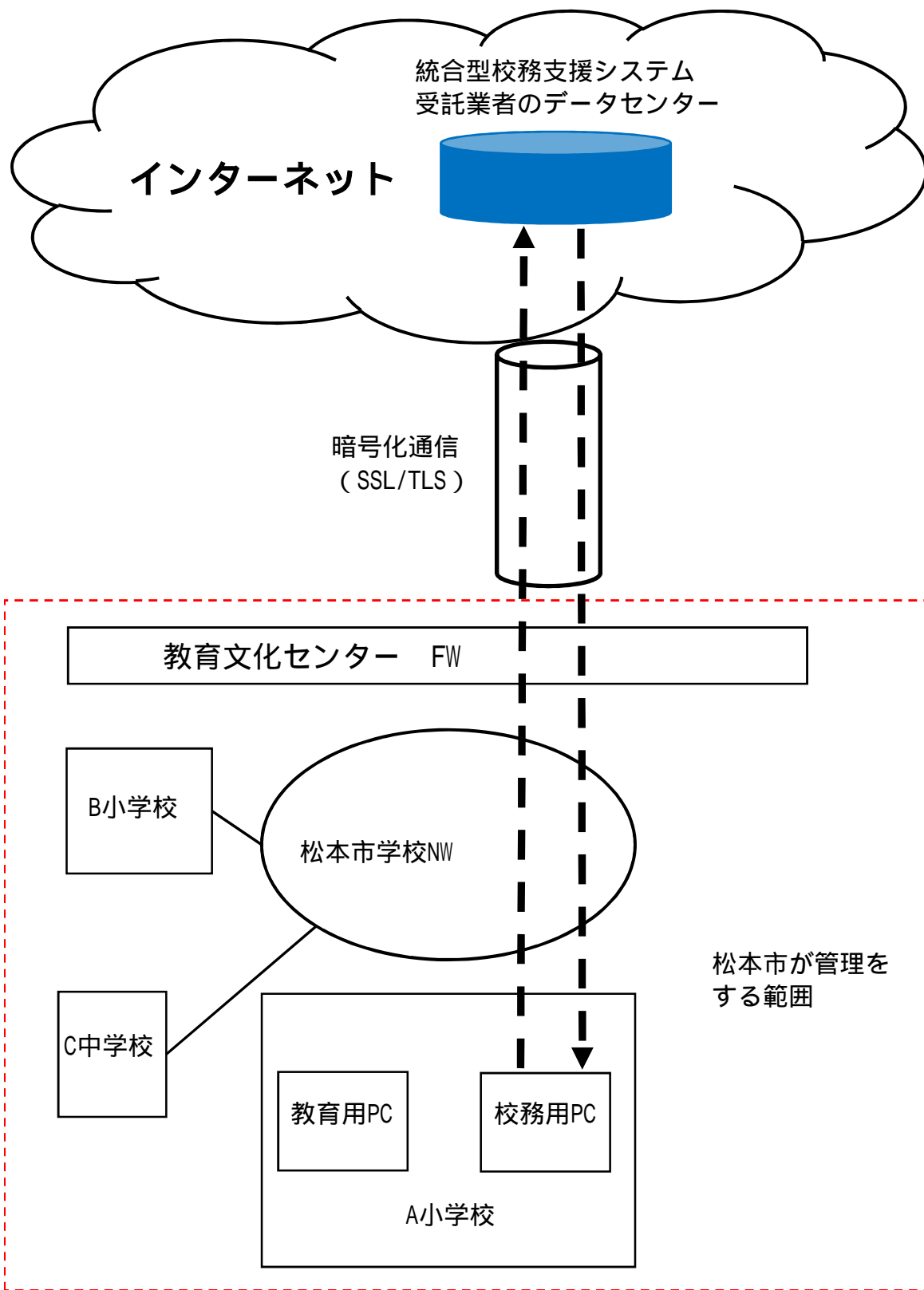
本事業の実施は、公益上特に必要があると考えられるため、審議会の意見を伺うものです。

## 事業の概要

項 目	内 容
統合型校務支援システムを導入する理由	統合型校務支援システムを導入することにより、教職員の業務の軽減と効率化及び教育活動の質の改善を図るため。
導入予定の統合型校務支援システムの概要	システム名：EDUCOM C4th（クラウド型システム） 機能：学籍管理、出席簿、指導要録、学校日誌、通知票、内部メール、日課、週案、時数管理、出退勤、連絡掲示板、文書連絡・アンケート、施設予約、予定表（行事）、長野県調査書
調達方法	今回導入をする統合型校務支援システムは、長野県自治振興組合が共同調達により導入し、導入市町村は負担金を支払い使用するもの。
システムの構成	システムの導入業者が管理をするデータセンターに、インターネット回線を利用しアクセスをする。
統合型校務支援システムで取扱う個人情報	教職員情報：学校名、氏名、ふりがな、役職、採用 児童生徒情報：学校名、児童生徒番号、学年、組、番号、指導要録番号、特別支援学級、特別支援学級番号、氏名、ふりがな、正式氏名、性別、生年月日、外国籍、住所、電話番号、緊急下校先、アレルギー、既往症、通学団、部活動、地区、子ども会、クラブ活動、委員会、入学前情報（出身校、出身校籍開始日、終了日）入学日、転向前学校、転入前学校在籍開始日、転入前学校在籍終了日、転入日、転入事由、編入前学校、編入前学校在籍開始日、編入前学校在籍終了日、編入日、編入事由、去校日、転出日、転出事由、転出先学校、退学日、退学事由、退学先学校、卒業日、進学先学校、保護者続柄、保護者氏名、ふりがな、保護者住所、保護者電話番号、緊急連絡先

導入スケジュール	令和2年7月1日より運用開始
個人情報を扱う必要性	<ul style="list-style-type: none"><li>・校務を正確かつ効率的に進め、転記等の誤りを防ぐ</li><li>・教職員の校務の負担軽減を図り、児童生徒と向き合う時間を確保する</li><li>・地震等の災害による情報の損失を防ぐ</li><li>・盗難等による情報の流失を防ぐ</li></ul>
安全対策	アクセスをする際は、SSLの暗号化通信により行い、登録されたIPアドレスのみ接続ができるようになっている。また使用するパソコンは、IDとパスワードによりパソコンを起動し、システムを利用する際にはパソコンの起動時とは別のIDとパスワードによりログインするものです。

# システムの構成



( 協議事項 )

要配慮個人情報の収集について  
( 救急医療情報キット支給事業 )

1 趣旨

松本市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第3項では、実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならないことが規定されておりますが、同項第2号では、「個人情報取事務の目的を達成するために当該情報が欠くことができないものであると認められるとき」は、この限りでないことが規定されております。

この度、市が実施する事業につき、要配慮個人情報を収集する必要性が生じたため、条例第7条第4項の規定に基づき、審議会の意見を聴くものです。

2 要配慮個人情報の収集が必要となる事業

松本市救急医療情報キット支給事業（高齢福祉課）

3 現行事業の概要

別紙1のとおり

4 事業の見直し内容と収集する個人情報

別紙2のとおり

5 要配慮個人情報の収集の考え方

本事業は、本人の身体・生命を守るために、関係機関が必要とする場合に必要な情報のみを共有し、迅速な救急活動や援護活動を行えるようにするものです。また、平常時の防災訓練や見守り活動等を円滑に行い、緊急時にも迅速に活動が行えるようにするものです。

本事業の目的を達成するためには、要配慮個人情報の収集が欠くことのできないものであると考えられるため、審議会の意見を伺うものです。

## 現行事業の概要

### 1 目的

救急活動時に必要となる個人情報を専用ケースで冷蔵庫内に保管し、意識不明等の理由により対象者から直接必要な情報を聞き出すことが困難な場合でも、救急隊員が冷蔵庫内の専用ケースから必要な情報を把握し、搬送先の医療機関に伝達することで、迅速な救命活動が行えるようにするものです。

### 2 現行事業の概要

以下に該当する対象者から申請があった場合に、救急医療情報キット((専用保管ケース、救急情報カード、冷蔵庫貼付用シール)以下「キット」という。)を支給するもの

- ア 65歳以上の一人暮らし高齢者
- イ 要介護1以上に方がいる65歳以上の高齢者のみの世帯
- ウ 重度障害者のみの世帯
- エ 災害時等要援護者登録制度の登録者
- オ その他市長が必要と認めた者

申請後、担当課が申請者の名簿(氏名・住所・申請理由等)を作成し保管申請者が、氏名・住所・かかりつけ医・緊急連絡先等を記載した救急情報カードを専用保管ケースに入れて冷蔵庫で保管し、冷蔵庫の扉に冷蔵庫貼付用シールを貼る。

救急隊員が自宅に立ち入った際に対象者から必要事項を聞き取れなかった場合、冷蔵庫内の救急情報カードから必要事項を確認する。確認後、専用保管ケースは、冷蔵庫に戻す。

市ではキットを支給するのみで、救急情報カードの内容については管理しておりません(救急情報カードは申請者が保管)。

### 3 実績と課題

#### 経過

平成23年10月から開始し、平成31年3月までに約1,200人に対し、キットの支給を行いました。

#### 利用実績

救急隊員がキット内の情報を確認する事例は、年間平均で10件程度です。

#### 個人情報の取り扱い

市はキットを支給した者の名簿を作成するのみで、要配慮個人情報の収集や関係機関との情報共有は行っておりません。

#### 課題

救急隊員は、キットの有無を直接現地で確認するしかなく、キット内の情報が古い場合もあり、キットの情報が活かせない事例が多い状態です。また、民生・児童委員や介護支援事業所等の関係者も、キットの支給を受けている者が把握できないため、キット内の情報の更新を呼びかけることができません。

## 事業の見直し内容と収集する個人情報

## 1 事業の見直し内容

救急医療情報キット（以下「キット」という。）の支給を希望する者の同意を得て、市が要配慮個人情報を収集し、キットの有無やキット内の情報を関係機関と共有することで、以下のような活動を円滑に行えるようにするものです（これまでは、救急情報カードを申請者が保管していましたが、今後は救急情報カードを一度、市に提出してもらい、情報を管理します。）。

松本市広域消防局の救急隊員が、必要な個人情報を把握し、円滑に医療機関に繋ぐことができるようにする。

行方不明等の事態が生じた際に、長野県警察や松本市消防団等が、安否確認や捜索活動を迅速に行えるようにする。

松本市民生・児童委員や町会連合会等に、キット内の情報の更新について声かけを依頼するとともに、災害時の避難などを想定した訓練が円滑に行えるようにする。

## 2 収集する個人情報

住所

氏名

性別

電話番号

生年月日

世帯の状況

現在治療中の病気（アレルギーの有無、内服薬の種類）

今までにかかった大きな病気

緊急時の連絡先

かかりつけ医療機関

救急活動等で特に配慮を必要とする事項

延命治療、埋葬先、遺言書の有無等に関する情報や意向

、 は、新規の記載事項

## 3 個人情報を共有し利用する機関

救急・援護活動、医療行為、捜索活動及びその訓練に利用するもの

ア 松本広域消防局

イ 長野県警察

ウ 松本市消防団

エ 医療機関、薬局

オ 市関係部局

カ その他市長が必要と認めたもの

キット内の情報の更新の呼びかけや援護、搜索等の訓練、日頃の見守り活動に  
利用するもの

ア 町会

イ 民生・児童委員

ウ 自主防災組織

エ 社会福祉協議会

オ 地域包括支援センター

カ 介護支援事業所

キ 障害福祉サービス事業所

ク その他市長が必要と認めたもの



# 救急情報カード（現行のもの）

このカードに記入された内容は、救急時において本人の承諾を得ることなく救急隊員や医療機関により活用されることを了解した方のみ記入してください。

このカードは、定期的に見直しして書き直せるように、すべてエンピツで書いてください。

このカードに一番最初に記入した日	年 月 日
内容を見直した日	年 月 日

## 1 ご自身の状況

住 所				
フリガナ		性 別	男性	女性
氏 名				
電 話 番 号		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
世帯の状況	1 一人暮らし 2 高齢者のみの世帯 3 障害者のみの世帯 4 その他			
現在治療中の病気	アレルギー等がある場合はこの欄にアレルギーの種類も記入して下さい。			
今までにかかった大きな病気				

救急隊員に特に伝えたいことがあれば、「現在治療中の病気」欄に記入して下さい。

## 2 緊急時の連絡先

氏 名	続 柄	電話番号	同居・別居	別居の場合は住所を記入して下さい
			同居・別居	
			同居・別居	
			同居・別居	

## 3 かかりつけ医療機関

医療機関名		
受診科名		
所在地		
電話番号		

(裏面もお読みください)

# 救急情報カード

記入例

医

このカードに記入された内容は、救急時において本人の承諾を得療機関により活用されることを了解した方のみ記入してください。

このカードは、定期的に内容を見直して書き直せるように、すべてエンピツで書いてください。

このカードに一番最初に記入した日	平成23年8月1日
内容を見直した日	平成24年8月1日

## 1 ご自身の状況

住 所	松本市里山辺 番地		
フリガナ	マツモト ハナコ		性 別
氏 名	松本 花子		
電 話 番 号	0263-35-	生年月日	明治 大正 昭和 平成
			7年 7月 7日
世帯の状況	<input checked="" type="radio"/> 1 一人暮らし <input type="radio"/> 2 高齢者のみの世帯 <input type="radio"/> 3 障害者のみの世帯 <input type="radio"/> 4 その他		
現在治療中の病気	高血圧症、うつ病、そばアレルギー <small>アレルギー等がある場合はこの欄にアレルギーの種類も記入して下さい。</small>		
今までにかかった大きな病気	脳梗塞		

救急隊員に特に伝えたいことがあれば、「現在治療中の病気」欄に記入して下さい。

## 2 緊急時の連絡先

氏 名	続 柄	電話番号	同居・別居	別居の場合は住所を記入して下さい
松本 一郎	子	090-4461-	同居 <input type="radio"/> 別居 <input checked="" type="radio"/>	松本市城東 - -
長野 太郎	甥	0263-35-	同居 <input type="radio"/> 別居 <input checked="" type="radio"/>	松本市清水 - -
			同居・別居	

## 3 かかりつけ医療機関

	内科医院	病院
医療機関名	内科医院	病院
受診科名		精神科
所在地	松本市里山辺 番地	松本市丸の内 - -
電話番号	0263-35- × × × ×	0263-34- × × × ×

# 救急情報カードの記入の仕方

< 正しい情報が的確な救急活動につながります >

救急情報カードは、定期的に内容を書き直せるように、エンピツで記入して下さい。  
カードが破れたり、ひどく汚れた場合は、新しいカードをお渡ししますので、地区の民生委員や市役所の各担当課に申し出てください。

## 1 ご自身の状況

住所氏名

アパート・マンション名、部屋番号まで記入してください。

現在治療中の病気

医療機関に通院して治療中の病気や、アレルギーの種類、救急隊員に特に伝えたいことを記入して下さい。

(例：高血圧症、糖尿病、心臓病、がん、うつ病、そばアレルギー 等)

今までにかかった大きな病気

現在は治療していないが過去に治療した大きな病名を記入してください。

(風邪など治療が短期間のものは記入しなくて結構です)

## 2 緊急時の連絡先

- ・ 緊急時に連絡してほしい人を記入してください。
- ・ 携帯電話をお持ちの方は、できるだけ携帯電話の番号を記入してください。また、電話番号が変わったら必ず書き直してください。

## 3 かかりつけ医療機関

- ・ 2か所以上の医療機関を受診している方は、診療回数が多い医療機関から記入してください。
- ・ 総合病院を受診している方は、診療科名も記入してください。

1年に1回は内容を見直し、見直した日付を右上の「内容を見直した日」欄に記入して下さい。

新しく病気にかかって治療を始めたら内容を書き直し、書き直した日付を「内容を見直した日」欄に記入して下さい。

1年以上内容を見直していない救急情報カードは救急活動に活用されない場合がありますので注意して下さい。

**(裏面もご覧ください)**

(報告事項)

第1回審議会後における各事業の進捗状況について

1 個人情報の本人以外からの収集について

(全国家計構造調査における国民健康保険加入情報の収集)

担当課

情報政策課

個人情報の利用目的

2019年全国家計構造調査「調査単位区世帯一覧」作成に係る資料とするもの

収集する個人情報

2019年全国家計構造調査の調査対象世帯(約700件)のうち二人以上世帯の国民健康保険加入の有無

・調査対象地区

桐2丁目、桐3丁目、元町2丁目、元町3丁目、島内小宮団地A、  
島内900～1260番地、出川町11番～18番、寿豊丘、寿白瀬淵、  
梓川倭568～4966番、梓川倭1771～2016番地

第1回審議会における指摘事項

ア 必要な情報を確認し、不必要な情報は扱わないこと。

イ いつ、誰が、誰の立合いのもとに行うかを明確にして実施すること。

ウ 事業終了後に審議会へ報告をすること。

実施経過

元 . 7 . 1 8 保険課長へ情報収集に係る承諾依頼

7 . 1 8 ~ 7 . 2 5 情報収集を実施

情報収集した件数 521件

情報収集の実施方法

ア 住民系情報システムに表示される、当該調査世帯の国民健康保険加入の有無についてのみ確認

イ 情報政策課統計系の職員2名で実施(係長が監督)

ウ 複写やメモはしない。

参考・・・別紙1

2 個人情報（本人以外からの収集、目的外利用及び外部提供について）  
（プレミアム付商品券事業）

担当課

福祉計画課、こども福祉課、商工課

対象者

ア 2019年度住民税非課税者（基準日2019.1.1）

（住民税非課税者と同一生計の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く）

イ 2016.4.2～2019.9.30に生まれた子が属する世帯の世帯主  
事業の経過

元.6中旬～ 他市町村と施設入所児童等の情報の収集、提供開始

7下旬～ 庁内関係課との情報連携開始

8.23 住民税非課税者を対象に商品券購入引換券申請書を発送、受付開始

9.30 商品券の購入引換券発送開始

10.1 商品券販売及び取扱店舗での使用開始

11.20 住民税非課税者の未申請者に対し、申請勧奨を実施

12 非課税者の申請期間を令和元年12月31日から令和2年2月  
29日までに延長

（商品券の購入、使用期限は令和2年3月31日まで）

申請数等について（令和2年1月10日現在）

ア 住民税非課税者申請受付数 17,686人（申請率40.04%）

イ 購入引換券発送数

（ア）非課税者 17,148人

（イ）子育て 6,572人

合計 23,720人

ウ 商品券販売数 76,619セット

1セット5,000円分の商品券を4,000円で購入できるもの（1人5セッ  
トまで購入可能）

エ 商品券使用可能店舗 1,252店舗

オ 商品券販売場所 郵便局、日本旅行等の25カ所

3 個人情報の目的外利用について

（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業）

担当課

こども福祉課

受給対象になる条件

ア 令和元年11月分の児童扶養手当受給者

イ 今までに法律婚をしたことがない者

## 経過

- 元. 7 児童扶養手当現況届に案内文を同封し発送
- 8 現況届の受付と同時に申請受付開始
- 1 1 児童扶養手当現況届結果に伴う受給判定
- 1 2 結果通知の送付
- 2 . 1 支払予定

申請に伴う処理について（令和2年1月7日現在）

- ア 申請数 133人
- イ 取下げ 4人（児童扶養手当の資格喪失、婚姻等）
- ウ 認定保留中 1人
- エ 不支給者 3人（調査による 婚姻歴あり2名、児童扶養手当全部停止1名）
- オ 支給対象者 125人

支給年月日

令和2年1月10日（金）

支給額

2,187,500円（17,500円×125人）

## 4 特定個人情報の独自利用及び情報連携について

（心身障害者福祉手当の支給に関する事務ほか4事務）

担当課

障害福祉課

経過

- 元. 9.20 市議会9月定例会で松本市個人番号の利用に関する条例改正
- 10. 7 個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書を提出  
（申請）
- 11.19 本市が届出した事務が、11月18日開催の第126回個人情報保護委員会において、委員会規則に該当するものと認められ、個人情報保護委員会から総務大臣に通知することが決定
- 12. 9 個人情報保護委員会規則に基づき、届出書を松本市ホームページに公表

今後の予定

今回の届出事務に係る情報連携の開始時期については、原則として令和2年6月を予定しています。

